

公 告

利用分量割戻金に関する公告

2017年6月14日開催の生活協同組合連合会コープきんき事業連合第14回通常総会において決定した利用分量割戻しを、下記の通り実施します。

記

1. 対象会員

生活協同組合コープしが、京都生活協同組合、市民生活協同組合ならコープ、大阪よどがわ市民生活協同組合、生活協同組合おおさかパルコープ、大阪いずみ市民生活協同組合、わかやま市民生活協同組合の7会員

2. 利用分量割戻金

利用分量割戻金は、2016年3月21日から2017年3月20日までの期間における宅配食品事業の各会員へのコープきんきの供給高の0.25%とします。

3. 利用分量割戻金の請求・支払い

定款第70条第9項の規定にもとづき、会員の指定する金融機関の口座に振り込みます。

4. 支払い日

2017年6月30日

2017年6月14日
生活協同組合連合会コープきんき事業連合
代表理事 理事長 畑 忠男